

## 熊本市附属機関設置条例の一部改正について

熊本市附属機関設置条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 幸 山 政 史

## 熊本市附属機関設置条例の一部を改正する条例

熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表中51の項を54の項とし、48の項から50の項までを3項ずつ繰り下げ、47の項を49の項とし、同項の次に次のように加える。

50	教育委員会	熊本市学校規模適正化検討委員会	小学校及び中学校の学校規模の適正化に向けた事項に関する基本的な考え方及び具体的な方策について検討する。
----	-------	-----------------	---

別表中46の項を48の項とし、37の項から45の項までを2項ずつ繰り下げ、同表36の項中「指定管理者制度に係る候補者の選定及び適正な管理運営の履行の確保（以下「指定管理者候補者選定等」という。）」を「指定管理者候補者選定等」に改め、同項を同表38の項とし、同項の前に次のように加える。

37	市長	企画振興局指定管理者候補者選定委員会	企画振興局が所管する公の施設の指定管理者制度に係る候補者の選定及び適正な管理運営の履行の確保（以下「指定管理者候補者選定等」という。）について、必要な事項を審査する。
----	----	--------------------	---

別表中35の項を36の項とし、24の項から34の項までを1項ずつ繰り下げ、23の項の次に次のように加える。

24	市長	熊本市農商工 連携等新商品 開発事業審査 会	熊本市農商工連携等新商品開発事業助成金の交付を受けるものを決定するため、提出された事業計画書を審査する。
----	----	---------------------------------	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表優秀技能功労者・優秀青年技能者表彰選考委員会委員の項の次に次のように加える。

農商工連携等新商品開発事業審査会委員	日額 10,000円
--------------------	------------

別表放課後子どもプラン推進委員会委員の項の次に次のように加える。

学校規模適正化検討委員会委員	日額 10,000円以内
----------------	--------------

(提出理由)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく附属機関を設置する等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。